（医事課の所掌事務）

第七百十四条　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二の三の二　（略）

二の二の三　再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び再生医療等安全性確保法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。

二の四　地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。

二の五　災害時における医療の確保の支援に関すること。

三　（略）

三の二　医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。

四～八　（略）

九　毒物及び劇物の取締りに関すること。

十～十八　（略）

2　関東信越厚生局及び近畿厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること。

二　医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること。

三　再生医療等安全性確保法第四条第一項に規定する再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関すること。

（医事課の所掌事務）

第七百十四条　医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二の三の二　（略）

二の二の三　再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び同法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。

（新設）

（新設）

三　（略）

（新設）

四～八　（略）

九　毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び取締りに関すること。

十～十八　（略）

（新設）

四　再生医療等安全性確保法第二十六条第一項の規定による再生医療等委員会の認定及び認定再生医療等委員会の監督に関すること。

五　再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び再生医療等安全性確保法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。

六　臨床研究法第五条第一項に規定する実施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること。

七　臨床研究法第二十三条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及び認定臨床研究審査委員会の監督に関すること。

八　臨床研究法第三十五条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。

九　地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。

十　災害時における医療の確保の支援に関すること。

十一　医師の確保に関すること。

十二　医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。

十三　医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。

十四　医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。

十五　行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。

十六　看護師の特定行為研修に関すること。

十七　医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。